

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	86 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	56 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	79 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	46 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、平成 21 年 8 月になって申立期間の保険料を還付すると通知された。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、昭和 43 年 8 月 5 日に、申立期間を含む 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄により、申立人は、43 年 7 月 30 日に、申立期間を含む 43 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付していることが確認できる。

申立人は、結婚した昭和 43 年 3 月に強制被保険者の資格を喪失し、同年 7 月に任意加入をしており、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であることから、その喪失処理自体は国民年金法に基づき行われたものと認められる。

しかしながら、申立期間の保険料は当該資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、平成 21 年 8 月に還付決議がなされるまで申立期間の保険料の還付手続が行われた事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付した後、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年3月までの国民年金保険料の還付については、誤って還付されたものと認められることから、還付決定を取り消し、還付及び納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から15年3月まで

私は、市役所の国民年金窓口で任意加入の相談をし、年金の加入可能年数が37年(444か月)との説明を受け、平成10年*月に任意加入した。

平成14年度の保険料を前納したところ、14年7月に、市役所から加入可能年数を超過しており、年金額には加算されないとの説明を受け、申立期間の保険料が還付された。加入可能年数に達しておらず、また、任意加入資格喪失申出書の届出をしていないのに、申立期間の保険料が還付されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した平成10年*月に任意加入手続を行い、申立期間を含む14年度の国民年金保険料を前納していることが、オンライン記録から確認できる。

この前納保険料のうち、申立期間の保険料は、平成14年9月に還付されているが、これについては、申立人の厚生年金加入期間(107か月)のうち、国民年金制度発足前の期間(49か月)については、老齢基礎年金の対象期間に算入しないにもかかわらず、14年6月までの保険料納付済み期間と厚生年金加入全期間を通算して加入可能年数の37年(444か月)に達したとして、申立期間の保険料を還付したと考えられる。申立人の平成14年6月までの保険料納付済み期間、申立期間及び昭和36年4月以降の厚生年金加入期間を合わせた月数は418か月であり、加入可能年数に達しないことから、行政側が誤って還付処理をしたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の保険料については、

還付決定を取り消し、納付を認めるべきである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、和裁の修業中の昭和 36 年ごろに国民年金に加入して、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納めて、年金手帳にハンコを押してもらって、申立期間の保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、平成 21 年 9 月に未納から納付済みに記録が訂正されている。

また、申立人は、申立期間当時の保険料額や年金手帳の所持及びその色、形状に関する記憶が鮮明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付していたと説明しており、当時居住していた区では、昭和 37 年 4 月から徴収員が設置されている上、37 年 10 月からは滞納整理のため自治体の係員が、各家庭を訪問して前年度の未納の保険料を徴収していたことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足するころ、自宅を訪問してきた市の職員か町内会の人に国民年金の加入を勧められ、その後加入して、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後から 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 35 年 12 月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者として任意加入していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和41年9月から42年8月まで
②昭和42年9月から44年3月まで

私は、特例納付期間中に、出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金制度発足時までさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫は、国民年金手帳の記号番号が昭和44年11月に申立人と連番で払い出されており、申立人と同様、同年4月分から保険料の納付を開始し、当該期間の保険料について、43年7月から44年3月までの期間の保険料を過年度納付により、42年9月から43年6月までの期間の保険料を第2回特例納付によりさかのぼって納付していることが確認できる。

また、申立人は、特例納付により国民年金制度発足時までさかのぼって夫婦二人分の未納保険料をすべて納付したと説明しており、夫は、第2回特例納付により上記の特例納付済保険料に加えて昭和36年4月から41年8月までの期間の保険料を納付し、それまでの未納保険料をすべて納付していること、申立人は、第2回特例納付により36年4月から41年8月までの期間の保険料を納付しているが、当該特例納付をしなくとも、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たしていたことから、当該特例納付は年金を満額にするために行ったものと考えられ、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立人が特例納付したとする金額は、夫及び申立人の特例納付済額に、申立人が当該期間の保険料を特例納付

した場合の金額を加えた額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間について、夫は特殊台帳では未加入期間、オンライン記録では厚生年金保険加入期間及び未加入期間とされており、申立人も未加入期間とされていたため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月

私は、勤務先で厚生年金保険に加入したため、区の出張所で国民年金の喪失手続きを行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者の資格喪失日が記載されており、資格喪失手続きは適切に行われていたものと考えられること、当該資格喪失手続きの際に、直前の申立期間の1か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 8 月まで

私は、婚姻届の手続をした直後の昭和 37 年 6 月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人に国民年金の任意加入を勧めたとする母親は、申立期間を含め制度発足当時から 60 歳までの保険料をすべて納付している。

また、申立人は、婚姻直後に夫と同行し、当時居住していた区で国民年金の加入手続を行ったことを記憶しており、その説明は具体的である。

さらに、申立人には、国民年金手帳の記号番号が昭和 36 年 1 月及び 41 年 9 月の 2 回払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、2 回目の手帳記号番号払出に伴い発行された国民年金手帳の昭和 44 年度印紙検認記録欄には、1 回目の手帳記号番号を取り消し、当該手帳記号番号で納付済みの申立期間直前の 36 年度の保険料は昭和 44 年 10 月から 45 年 2 月までの保険料に充当するほか、不足する金額は徴収済みである旨が記載されている。これについては、2 回目の手帳記号番号が払い出された後、昭和 44 年に、1 回目の手帳記号番号による納付事実が判明し、厚生年金加入期間における納付が認められたことから、充当処理が行われたものと考えられるが、当該事務処理については、オンライン記録には 1 回目の記号番号自体及び当該番号による納付事実が記録されていないこと、別の手帳記号番号の払い出しが判明した場合、通常、古い手帳記号番号に納付記録が統合されるが、申

立人の場合、新しい手帳記号番号に統合されていること、納付済みの 36 年度の保険料のうち 37 年 3 月分については、当該月は厚生年金保険加入期間ではなく、国民年金の被保険者期間であるにもかかわらず、過誤納として充当処理されていることなど、不適切な処理であったと認められ、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで

私は、結婚後に、夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は、妻が、当時同居していた家族の保険料と一緒に納付していた。最初のころは集金人に保険料を納付しており、その後は、納付書により郵便局で納付していた。また、納付していた途中で納付組合に加入したころ、区役所の窓口で説明を受け、さかのぼって保険料を納付したことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和38年6月ごろに申立人の妻、母親及び長弟の4名連番で払い出されているとともに、申立人は、47年7月に納付組合に加入していることが確認でき、納付組合加入の時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であるとともに、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料をさかのぼって納付するに至った経緯、納付場所等について具体的に説明している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されていたことが確認できる。また、申立人が当該期間において、同居して保険料と一緒に納付していたとする父及び次弟は当該期間の保険料は納付済みであることが確認できるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自

然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻は、保険料の納付を始めたころに、保険料をまとめて納付した状況等の記憶が曖昧である。また、申立人が当該期間当時、保険料と一緒に納付していたとする申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている妻、母親及び長弟も、当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、上記の手帳記号番号以外に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 3 月から 63 年 3 月まで

私の妻は、私の国民年金保険料を市の出張所で納付してきた。昭和 58 年 3 月に厚生年金被保険者の資格を喪失した時には、社会保険労務士か会社の経理担当に再加入手続及びその後の保険料の納付を行ってもらったかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は 3 か月と短期間である。また、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の再加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 11 月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和55年11月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人が所持する家計簿には、申立期間中に当時の3か月分の保険料相当額を納付した旨記載されている。加えて、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年3月まで

私は、昭和56年に国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により金融機関で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私の夫は、付加保険料を含めて私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和 59 年 4 月に任意加入資格を喪失した旨記載されていることから、申立人は、申立期間後に、喪失手続を行ったと考えられる。さらに、オンライン記録では、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から 58 年 12 月まで、付加保険料を含めて保険料を納付していることが確認でき、申立人が当時居住していた市では、年度ごとに 12 か月分の納付書を被保険者に送付していたことから、申立期間の保険料については、付加保険料を含めた納付書が申立人に送付されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7275

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年9月から同年12月までの期間及び55年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から同年12月まで
② 昭和55年4月

私は、会社退職後、国民年金の加入手続きを行い、もれなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月の国民年金への加入以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている。

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年11月時点では、現年度納付することが可能であり、その直後の期間は納付済みである。また、申立人は送付された納付書により銀行で保険料を納付したと記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元妻の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間の前の厚生年金保険から国民年金への再加入手続きは適切に行われ、直前の保険料は納付済みである。また、申立人は、昭和55年5月に区出張所で資格喪失手

続を行い、その際に1か月分の保険料を納付したと記憶しており、当時の納付方法と合致している上、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続を区役所で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を出張所で納付していた。途中納付しなかったことや夫の分だけ納付した記憶はない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年 4 月以降は申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料を 3 か月ごとに区出張所で夫婦二人分を納付していたと記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の夫は、昭和55年 4 月から56年 3 月までの保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直後の昭和57年10月から59年 3 月までの期間の保険料は、60年 3 月及び同年 8 月に未納から納付済みに記録訂正されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、引越後間もなく、自宅に来た集金人に勧められ国民年金に加入した。加入後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。また、申立人は、当該期間の保険料を集金人に自宅で納付したことを記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人は、当該期間中の昭和 63 年 1 月に 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 11 月時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない期間である上、特殊台帳に、当該期間は「時効消滅」と記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納

付時期の記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が当該期間の直後の期間を過年度納付した昭和 61 年 10 月時点では、当該期間の保険料は時効により過年度納付できない期間であり、当時居住していた市の保険料検認記録には未納と記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7278 (事案 3502 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

審議結論(あっせん文)について、未加入期間はともかく、さかのぼって納付したと説明しているにもかかわらず、そのことについての判断がないまま未納期間が納付済みと認められなかったことについて納得できない。追加資料として金融機関からの融資金の払込案内を提出するので再審議をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 45 年 12 月から 47 年 3 月までの期間に係る申立については、「申立人は国民年金の加入時期及び保険料の納付金額等の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和 47 年 6 月ごろに払い出されており、申立人夫婦が所持する 47 年 6 月 15 日発行の国民年金手帳によると申立人夫婦の資格取得日は 46 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できることから、申立期間のうち 45 年 12 月から 46 年 3 月までは未加入期間であり、制度上、保険料を納付できないこととなる上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。」との理由から、既に当委員会での決定に基づき平成 21 年 3 月 11 日付けで納付記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、当委員会が申立人から提出された金融機関からの融資金の「払込案内」及び保険料をさかのぼって納付した状況等について調査した結果、申立人が公租公課に対する納付について真摯であった様子がうかがえる上、申立期間は 12 か月と短期間であり、当該期間の直後の期間は納付済みであること、申立人夫婦の手帳記号番号が払い出された 47 年 6 月の時点で、

申立期間は過年度納付することが可能であり、申立人の夫は、国民年金の加入手続をした際、市役所で未納期間についてはさかのぼって納付できるとの説明を受け、作成された納付書で保険料をさかのぼって金融機関で納付したと記憶しており、当時居住していた市で行われていた過年度納付方法等と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られないことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7279 (事案 3503 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、審議結論(あっせん文)について、未加入期間はともかく、さかのぼって納付したと説明しているにもかかわらず、そのことについての判断がないまま未納期間が納付済みと認められなかったことについて納得できない。追加資料として金融機関からの融資金の払込案内を提出するので再審議をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 45 年 12 月から 47 年 3 月までの期間に係る申立については、「申立人は国民年金の加入時期及び保険料の納付金額等の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和 47 年 6 月ごろに払い出されており、申立人夫婦が所持する 47 年 6 月 15 日発行の国民年金手帳によると申立人夫婦の資格取得日は 46 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できることから、申立期間のうち 45 年 12 月から 46 年 3 月までは未加入期間であり、制度上、保険料を納付できないこととなる上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。」との理由から、既に当委員会での決定に基づき平成 21 年 3 月 11 日付けで納付記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、当委員会が申立人から提出された金融機関からの融資金の「払込案内」及び保険料をさかのぼって納付した状況等について調査した結果、申立人が公租公課に対する納付について真摯であった様子がうかがえる上、申立期間は 12 か月と短期間であり、当該期間の直後の期間は納付済みであること、申立人夫婦の手帳記号番号が払い出された 47 年 6 月の時点で、

申立期間は過年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金の加入手続をした際、市役所で未納期間についてはさかのぼって納付できるとの説明を受け、作成された納付書で保険料をさかのぼって金融機関で納付したと記憶しており、当時居住していた市で行われていた過年度納付方法等と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られないことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間①については、昭和 45 年 7 月か 8 月に駅の近くに設置されたテントで国民年金の加入手続をした。その際、国民年金保険料を特例納付できると説明を受けたため、20 歳からの保険料をさかのぼって納付した。その後も納付書が送付されたため、金融機関から納付した。申立期間②については、市から送付された納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12 か月と短期間で、昭和 54 年 7 月以降は当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、直前の期間の保険料は過年度納付、直後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。また、当時申立人が居住していた市の被保険者名簿には、当該期間を含む、昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの保険料を 56 年 10 月 1 日に過年度納付したことが記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金に加入した際、特例納付により 20 歳まで保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、申立人が加入手続をしたと説明する時期は、第 1 回特例納付の実施時期ではあるが、申立人は当該期間当時厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、任意加入対象者となるため、加入手続をしたとしても、当該期間のうち、手続前の期間は未加入期間とされ、制度上、

さかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人は、特例納付した保険料額についての記憶が曖昧^{あいまい}である。また、申立人は加入手続後の期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶はないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶はないことなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

私は、会社を辞めた後、国民年金の再加入手続は行わなかったが、集金人が国民年金手帳を持ってきたので、下宿の奥さんを通して国民年金保険料を納付した。集金人には保険料を納付できないことがあったので、区役所に行って手続をしてから、銀行で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月以降は60歳到達時まで申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は1か月と短期間で、申立期間直後の期間は現年度納付済みである。

また、申立人は、集金人に納付できなかった申立期間の保険料については、区役所で納付書を作成してもらい、銀行で納付したと記憶しており、当時の過年度保険料の納付方法等と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和 48 年 4 月、同年 5 月及び同年 12 月の保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付した領収証書を持っている。申立期間の保険料は還付されたと説明を受けたが、還付を受けた憶えはない。厚生年金保険加入期間の昭和 48 年 4 月、同年 5 月及び同年 12 月の保険料を還付し、未加入と記録されている 48 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から同年 11 月までの記録を納付済みに訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの 4 期分の国民年金保険料領収証書により、申立人は申立期間の保険料を 47 年 11 月から 49 年 1 月の間に納付していることが確認できる。

当該納付済み保険料については、還付・充当・死亡一時金リストに、他の公的年金に加入したことを理由として、申立期間の保険料について昭和 50 年 1 月に還付決議した旨が記載されている。

この還付決議については、申立人が所持する国民年金手帳では資格喪失日は「昭和 48 年 12 月 10 日」とされているが、当時申立人が居住していた区の氏名索引簿では資格喪失日が「昭和 48 年 2 月 10 日」と誤って記載され、オンライン記録でも、資格喪失日は同日とされたため、厚生年金保険加入期間でなく本来被保険者期間となるべき 48 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から 11 月までの期間が未加入期間であるとして保険料相当額を還付する決議内容となっており、不適切な事務処理であったことが認められる。

また、申立人は、還付を受けた記憶が無く、就職前の期間について保険料を還付されるのは不自然であると主張しており、還付決議に基づく還付通知を受けて、申立人が納付後間もない時期に、就業していない期間を含めて還付請求をしたとは考えられないことなどから、申立人に対して還付金の支払いが行われたものとは考えられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和48年2月、同年3月及び同年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、昭和48年4月、同年5月及び同年12月の保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 10 月まで

私は、姉に勧められて国民年金に加入し、市役所に年金手帳を持っている国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間中の 38 年 11 月に払い出され、当該期間直前の 38 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していること、国民年金手帳に印紙を貼付して検認印を押してもらったとする納付方法は、申立人が居住していた市の収納方法と合致すること、当時申立人は、母親及び姉を養っていたが、兄からの生活の援助もあって保険料を納付していたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 10 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、39 年 8 月に生活の援助をしてくれていた兄が亡くなり、その数か月前から保険料を納付することができなくなったこと及び、申立期間後半時期に転居し、転居後の区では保険料を納付していた記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び54年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和54年4月から59年3月まで

私達夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに国民年金に加入し、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、申立期間当時保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

また、申立期間①については、3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人及びその夫は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、保険料を納付していたとする夫は納付済みとなっている。

さらに、申立期間②については、申立人の夫が所持している昭和54年分から58年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の支払額は、当該各年の夫婦2人分の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで

私達夫婦は、国民年金制度が発足した昭和 36 年ごろに国民年金に加入し、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、申立期間当時保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

また、申立人が所持している昭和 54 年分から 58 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の支払額は、当該各年の夫婦二人分の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情をも含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

実家で両親及び弟と同居していた時には、私の母親が私の国民年金保険料を納付し、実家のある市から転居した昭和 53 年 7 月以降は、自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている弟は、それぞれの被保険者台帳により、申立人が実家で母親及び弟と同居していたとする53年4月に申立期間の保険料を前納により納付したことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 44 年 9 月に会社を退職後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったはずであり、加入手続後は、私の妻が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 52 年 1 月から 60 歳になるまで、当該期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間は 3 か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時、保険料の収納を取り扱っている。さらに、当該期間の前後を通じて、申立人の妻及び申立人の仕事及び住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、当該期間当初に納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違し、納付済みと記録されている昭和 52 年度の保険料額とおおむね一致している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 9 月時点では、第 3 回特例納付が実施されているものの、申立人の妻及び申立人は、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているな

ど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の姉は、私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和 41 年 6 月に婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から平成 10 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 36 年 5 月時点では、申立期間当初の 36 年度から保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の姉が自治会で保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、申立期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、昭和41年12月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、夫は当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年8月まで
② 昭和47年9月から48年2月まで
③ 昭和48年4月から同年10月まで

私は、昭和46年に退職してすぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、申立人は昭和48年3月に国民年金に任意加入したことが確認でき、当該期間の直前の期間の国民年金保険料は納付済みであり、また、当時住所の変更もなかったことから、申立人は、当該期間の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市では、印紙検認方式により保険料を収納していたが、申立人の所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄には検認印が無いことから、現年度納付はされておらず、また、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和47年9月に結婚して転居したとしており、申立人が結婚する当該期間直前まで居住し

ていた市の被保険者名簿により、申立人の住所変更に係る当該市から転居先の市への通知は 48 年 6 月 8 日に行われていることが確認でき、当該市では申立人が当該期間直後に国民年金に任意加入する時点まで、申立人の転出を把握しておらず、転出先の市では納付書が発行されていなかったと考えられること、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和 38 年に国民年金の加入
手続を行い、退職後の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の
保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月及び 1 か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期
間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は 2 回払い出されており、一つ目
の手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月時点で申立期間①の保険料を
過年度納付することが可能であったこと、申立期間①直後から申立期間②直
前までの 2 年分の保険料は納付済みであり、申立期間②の 1 か月分の保険料
を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立期間当時同居していた
母親は、国民年金制度発足時から 60 歳到達時までの保険料を完納している
ことなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、上記の申立期間①及び②に挟まれた 2 年分の保険料については、
平成 21 年 9 月に、手帳記号番号が統合されたことにより納付済みとして記
録整備されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認め
られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7309

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私の両親は、私の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間を除き 20 歳から 60 歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする両親は、国民年金加入期間の保険料を完納している。

また、申立期間後の昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料については、51 年 6 月 25 日に還付決議されていることが還付・充当・死亡一時金等リストから確認でき、当該決議時点において、申立期間の保険料が未納であれば、当該還付金の一部を申立期間の保険料に充当していたはずであるが、充当処理が行われていないことから、還付決議当時は、申立期間の保険料は未納とされていなかったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、平成4年3月から5年7月までは53万円、同年8月から6年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成4年3月から5年7月までは53万円、同年8月から同年11月までは50万円と記録されていたが、6年2月1日付けの処理により、当該期間の標準報酬月額が、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。加えて、当該処理日の直後の6年2月4日付けで、申立人の5年12月以降の標準報酬月額を9万8,000円とする月額変更の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、「私が退職する直前に、同社では厚生年金保険料の滞納があった。」と供述していることから、標準報酬月額の減額訂正処理等の可能性も否定できない。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合における申立人の標準報酬月額の記録については、上記の社会保険事務所におけるような減額訂正処理等は行われていない。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の同社の複数の役員及び従業員は、「申立人は非管理部門を担当していた取締役であり、社会保険事務に関与

する立場にはなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における申立期間について、平成6年2月1日付けで行われた4年3月にさかのぼった標準報酬月額減額訂正処理は、事実を即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無いことから、適正な記録訂正があったとは認められない。また、6年2月4日に行われた標準報酬月額の月額変更処理は、同年2月1日付けで行われた標準報酬月額減額訂正処理と一体的に行われたものと考えられる。このため、これらの訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は有効な記録とは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である、4年3月から5年7月までは53万円、同年8月から6年6月までは50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年2月1日まで

A社C工場で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に転勤はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の前身であるD社から提出されたA社C工場の職員名簿、申立人に係る人事個人履歴台帳及びB社人事部担当者の供述から判断すると、申立人は、昭和31年7月1日にA社本社から同社C工場に異動した後、同社同工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、事業主が昭和32年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年7月から32年1月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月18日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成18年8月18日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表の写しにおいて確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして、社会保険事務所に対して、申し

立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年3月3日に厚生年金保険の被保険者資格を申立人が取得し、49年5月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年3月から49年4月までの期間の標準報酬月額については、48年3月から同年9月までの期間は6万8,000円、同年10月及び同年11月は6万4,000円、同年12月から49年4月までの期間は7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和48年3月3日から49年5月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B事業所（現在は、C事業所）に勤務した期間のうちの申立期間①、及びA社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②にこれらの事業所に継続して勤務しており、特に、申立期間②については、厚生年金基金の加入記録は有るので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、D社から関連会社であるA社に転籍し、同社に勤務していた旨供述しているところ、雇用保険の加入記録及び当時の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録は確認できないが、同社に係る厚生年金保険被保険者原

票を調査したところ、申立人と同一の氏名及び生年月日で、被保険者期間も申立期間②と一致している被保険者の記録が確認できる。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の記録においても、申立人と同一の氏名及び生年月日で、申立期間②と一致する昭和48年3月3日から49年5月15日までの期間の加入員記録が確認できる上、同基金では、申立期間②当時、同社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたと回答している。

しかし、上記被保険者原票には、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる別の氏名の被保険者の厚生年金保険手帳記号番号が記載されている。そして、オンライン記録では、当該原票の記録は、その氏名及び生年月日が申立人と同一であるにもかかわらず、当該別人の加入記録として平成21年4月に統合された上で管理されていることが確認できる。

なお、申立人が記憶していたA社の当時の同僚は、上記別人は同社に勤務していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、上記別人の記録に統合されているA社における厚生年金保険の加入記録は、申立人の記録であることは明らかであり、申立人が同社において、昭和48年3月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年5月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、昭和48年3月から同年9月までの期間は6万8,000円、同年10月及び同年11月は6万4,000円、同年12月から49年4月までの期間は7万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①については、事業主の回答、当時の複数の従業員の供述等から判断すると、申立人が当該期間にB事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、C事業所では、申立期間①当時の従業員の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしながらも、申立期間①当時、B事業所では採用後に最低1か月間の試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しており、また、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員も同様の供述を行っている。

また、上記被保険者原票から申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる9人の従業員について、これらの従業員が採用されたと供述している時期から当該被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも1か月となっていることが確認できる。

さらに、C事業所及び上記従業員のうち2人は、B事業所への採用から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除はなかった旨供述している。

これらのことから、B事業所では、申立期間①当時、採用した従業員について、採用してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 47 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (53 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額 (47 万円) に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで

労働基準監督署の是正勧告に基づき、A社に勤務した期間のうち、申立期間を含む2年間の時間外労働に対する割増賃金が同社から支払われた。これにより、社会保険庁 (当時) の記録では、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、割増賃金を反映させた給与の月額に相当する標準報酬月額と相違することとなった。その後、同社は、社会保険事務所 (当時) に対して訂正の届出を行ったが、当該期間のうち、申立期間については、支払われた割増賃金から同社に対して支払った差額分の厚生年金保険料が時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていた。

その後、平成 21 年 2 月 24 日に、労働基準監督署から A 社に対して、労働基準法違反事項に係る是正勧告が行われ、これを受けて同年 8 月 28 日に、同社から申立人に対して、申立人の申立期間に係る時間外労働に対する割増賃金が支払われたことに伴い、同年 9 月 1 日に、同社から社会保険事務所に対して、申立人に係る申立期間の報酬月額の訂正の届出が行われた結果、上記標準報酬月額は、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の同年 9 月 7 日に 47 万円から 53 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47 万円）となっている。

しかしながら、金融機関の A 社に係る預金口座の記録等により、平成 21 年 9 月 9 日に、申立人の妻から同社に対して、上記割増賃金に係る厚生年金保険料が支払われたことが確認でき、これは、同社から提出のあった申立人に係る給与等関係資料における、訂正前後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額分の合計額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとみなすのが相当と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与等関係資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年7月1日から31年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から31年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった複数の写真、申立人が記憶していた申立人と同一職種の複数の同僚の供述、申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

また、上記同僚のうち一人の具体的な供述、当該同僚及びA社の当時の従業員に係る厚生年金保険の加入記録等から判断すると、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから5か月程度の一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらのことから、申立人についても、A社に入社してから約5か月経過後の昭和29年7月1日から厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年7月1日から31年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 29 年 7 月から 31 年 5 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 6 月の社会保険事務所の記録等から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かについて同社の当時の事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 7 月から 31 年 5 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上記同僚の供述等から判断すると、申立人は、A 社に勤務していたことは推認できるものの、上記のとおり、同社では採用した従業員を入社してから 5 か月程度の一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者でなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成15年7月10日は35万円、18年7月14日は40万円、同年12月15日は35万円、19年12月14日は40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、15年7月10日は35万円、18年7月14日は40万円、同年12月15日は35万円、19年12月14日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成18年7月14日は30万円、同年12月15日は3万5,000円、19年12月14日は4万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年12月14日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。また、申立期間②ないし④の厚生年金保険の標準賞与額が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違していることが判明した。厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる当時の賞与支払明細書を提出するので、申立期間①に支給された賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めるとともに、申立期間②ないし④の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間①ないし④に係る賞与支払明細書の写しにより、申立人は、これらの期間にA社から賞与の支払を受け、申立期間①は35万円、申立期間②は40万円、申立期間③は35万円、申立期間④は40万円

の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①ないし④に係る標準賞与額については、上記明細書の写しにおいて確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 35 万円、申立期間②は 40 万円、申立期間③は 35 万円、申立期間④は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間①ないし④に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（申立期間②は 30 万円、申立期間③は 3 万 5,000 円、申立期間④は 4 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から42年4月1日まで
ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。しかし、当該期間にB社C事業本部からA社に転勤したが、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の休職派遣に関する稟議書及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年12月1日に同社C事業本部から関連会社A社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は過去の記録が見つからないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成13年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成9年6月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年1月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から13年2月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間の勤務が確認できる健康保険被保険者証を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述及び申立人から提出された健康保険被保険者証により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、平成13年6月1日付けで、さかのぼって9年6月30日と記録されていることが確認できる。

また、上記の健康保険被保険者証は、平成10年2月2日付けで交付されており、申立人の被扶養者が、12年10月4日に療養給付を受けている記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）の滞納保険料に係る資料から、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の監査役であったことが確認できるが、事業主は、申立人は営業担当であったとしていることから、申立人が当該資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人の供述から、平成13年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、平成9年6月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年1月までは9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月30日から同年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には、平成16年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する申立人に係る人事記録及び昭和46年3月25日付け社告等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が昭和46年3月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成3年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間にC社の事業の一部を承継したA社に移ったが、継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する雇用契約書及びC社からA社に異動した同僚が提出した給与振込の普通預金通帳の写しから判断すると、申立人がC社から同社の事業の一部を承継したA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社は法人事業所であり、従業員が常時勤務していたことが認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A社から社会保険事務所（当時）には平成3年9月13日に新規適用届が提出されているが、このことについて、B社は、「当時の担当者が厚生年金保険の新規適用年月日を平成3年8月1日とするところ、届出が遅れたのではないか。」と回答している。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年9月のオンライン記録から、<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、上記のとおり申立期間において適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8513	女		昭和29年生		平成3年8月1日～同年9月1日	36万 円
8514	男		昭和27年生		平成3年8月1日～同年9月1日	53万 円
8515	男		昭和27年生		平成3年8月1日～同年9月1日	50万 円
8516	男		昭和39年生		平成3年8月1日～同年9月1日	28万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月30日から同年5月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。在職期間が確認できる在籍証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書により、申立人が昭和34年4月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の経理担当者は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間は53万円と記録されており、同年10月の算定基礎届では53万円と提出されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、同年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって、5年10月の算定基礎届も含め、減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認でき、当該訂正処理の届出について「代表取締役からの指示により、同人を含む7人の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行った。」と供述している。

しかしながら、A社の代表取締役は「滞納していた保険料を精算するために、私が、専務取締役である申立人に命じて、事務的な減額訂正処理手続等を行わせたものである。」と供述していることから、申立人は社会保険事務に関する権限を有しておらず、代表取締役からの指示により当該訂正処理に係る事務手続を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、申立人に係る標

準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている、4年4月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間は53万円と記録されており、同年10月の算定基礎届では53万円と提出されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、同年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって、5年10月の算定基礎届も含め、減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「申立期間に社会保険料を滞納していたため、自分のほか申立人を含む複数名の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行って精算した。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は役員であることが確認できるが、同社の他の取締役は「申立人は当該処理に関与しておらず、社会保険事務に関する権限も有していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人に係る標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている4年4月から6年6月までの期間に係る標準

報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間は53万円と記録されており、同年10月の算定基礎届では53万円と提出されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、同年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって、5年10月の算定基礎届も含め、減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「申立期間に社会保険料を滞納していたため、自分のほか申立人を含む複数名の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行って精算した。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は役員であることが確認できるが、同社の他の取締役は「申立人は当該処理に関与しておらず、社会保険事務に関する権限も有していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、申立人に係る標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている4年4月から6年6月までの期間に係る標準

報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間は53万円と記録されており、同年10月の算定基礎届では53万円と提出されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、同年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって、5年10月の算定基礎届も含め、減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「申立期間に社会保険料を滞納していたため、自分のほか申立人を含む複数名の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行って精算した。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は役員であることが確認できるが、同社の他の取締役は「申立人は当該処理に関与しておらず、社会保険事務に関する権限も有していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人に係る標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている4年4月から6年6月までの期間に係る標準

報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間は53万円と記録されており、同年10月の算定基礎届では53万円と提出されていたところ、同社代表取締役及び申立人を含む7人の取締役の標準報酬月額について、同年10月22日付けで、4年4月1日にさかのぼって、5年10月の算定基礎届も含め、減額訂正処理が行われており、申立人の場合は20万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、「申立期間に社会保険料を滞納していたため、自分のほか申立人を含む複数名の取締役の標準報酬月額について減額訂正の届出を行って精算した。」と供述している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は役員であることが確認できるが、同社の他の取締役は「申立人は当該処理に関与しておらず、社会保険事務に関する権限も有していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年10月22日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人に係る標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている4年4月から6年6月までの期間に係る標準

報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和25年11月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年11月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は申立期間①のうち、昭和25年8月20日から同年11月30日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和25年8月20日）及び上述の資格取得日（同年11月30日）並びに申立期間②に係る資格喪失日（昭和26年4月1日）及び資格取得日（同年11月10日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち昭和25年8月20日から同年11月30日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月20日から同年12月21日まで
② 昭和26年4月1日から同年11月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本社で所属部署の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、昭和24年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年8月20日に資格を喪失、同年12月21日に資格を再取得し、26年4月1日に再度資格を喪失し、

同年11月10日に再度資格を取得しており、25年8月20日から同年12月21日までの申立期間①及び26年4月1日から同年11月10日までの申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立期間①について、申立人のA社における被保険者資格の再取得日は上記被保険者名簿において昭和25年12月21日と記録されているが、同社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控えでは、同年12月3日付けで同年11月30日に取得した旨記録されている。

また、当該被保険者資格取得届控えの同ページに記されている申立人の他の複数の被保険者の資格取得日は上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年11月30日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和25年11月の標準報酬月額については、上記被保険者資格取得届控えにおける記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和25年8月20日から同年11月30日までの期間については、申立人はA社経理部で勤務していたと申し立てているところ、当該期間について、同社経理部に勤務していた従業員は、「申立人は、申立期間以前から正社員として経理部に所属し、申立期間も同様に経理部に勤務し、その勤務形態、業務内容に変更はなかった。」と供述している。

さらに、申立期間②について、申立人は、A社経理部から資材部に転属したと申し立てているところ、当該期間について、同社資材部に勤務していた複数の従業員は、「申立人は、申立期間以前から同社に正社員として継続して勤務し、当該申立期間及びその後の期間を含め資材部に所属し、その勤務形態、業務内容に変更はなかった。」と供述している。そして、これら従業員の厚生年金保険被保険者の記録はいずれも申立期間において継続している。

他方、A社は、申立人は申立期間①及び②を含み同社に継続して正社員として勤務していたことから、当該期間についても厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうちの昭和25年8月20日から同年11月30日までの期間及び申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこ

これを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年8月から同年10月までの期間及び26年4月から同年10月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関である同社B事業所に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっていた。既に会社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付の額に反映するようしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和43年4月1日から申立期間を含み継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これ

を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が46年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関である同社B事業所に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっていた。既に会社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付の額に反映するようしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和43年4月1日から申立期間を含み継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めている

ことから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関である同社B事業所に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続誤りにより未加入となっていた。既に会社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付の額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和44年4月1日から申立期間を含み継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めている

ことから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同事業所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関である同社B事業所に在籍していた期間のうち、申立期間が会社の手続き誤りにより未加入となっていた。既に会社から行政機関に対し訂正の届出が提出され、記録も訂正されているので、厚生年金保険の給付の額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和44年4月1日から申立期間を含み継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めている

ことから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から子会社であるC社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のC社に継続して勤務し(平成元年6月1日にA社B工場からC社E事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成元年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が平成元年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月14日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年7月1日にA社本社からA社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和46年6月14日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月から6年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から7年6月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、平成4年3月から6年2月までは標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、当初、申立期間のうち、平成4年3月から6年9月までの標準報酬月額は53万円と記録されていたが、5年3月24日に、4年3月から5年6月までの標準報酬月額を遡及して20万円に引き下げ、さらに、6年2月4日に、5年7月から6年9月までの標準報酬月額を遡及して20万円に引き下げる処理を行っていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間当時、A社に勤務していた14人の従業員の加入記録についても、平成5年3月24日及び6年2月4日に、申立人と同様に標準報酬月額が20万円に引き下げられている。

このことについて、A社は、申立期間当時の資料が無いため、申立人の社会保険の取扱いについて不明としているものの、当時の経理担当者は、「平成3年ごろから経営状態が悪化し、社会保険料の滞納額が多くなり、社会保険事務所の担当課長から対処方策などの説明を受け、社員及び役員の標準報酬月額をさかのぼって下方修正し、納付金額を少なくすることで保険料の滞納額を解消することを代

表取締役が決定し申告した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月から6年9月までの期間について、5年3月24日及び6年2月4日の2回にわたって行われた標準報酬月額^{せきゆう}の遡^{せきゆう}及訂正処理は事実^{せきゆう}に即したものと^{せきゆう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{せきゆう}及訂正処理に合理的な理由は無いことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったことは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録により、平成4年3月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、前述の遡^{せきゆう}及訂正を行った平成6年2月4日以降の最初の定時決定（平成6年10月）で20万円と記録されている申立人の6年10月から7年5月までの期間に係る標準報酬月額は、当該処理については遡^{せきゆう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。また、申立期間のうち、平成6年10月から7年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書による6年10月以降の保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録のそれとが同額の20万円で一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうちの平成6年10月から7年5月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成14年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社を吸収合併したB社からの回答及び同社から提出された賃金台帳により、申立人が平成13年10月21日から14年6月20日までA社に勤務し、同年6月21日から同年10月20日まで同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたと認められるとともに、申立人の申立期間に係る同年6月分の厚生年金保険料は、A社により給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社での資格喪失日は平成14年6月30日であり、申立人のC社での資格取得日はC社の厚生年金保険の新規適用日の同年7月1日と同一である。これについて、B社は、「申立人の異動は関連会社間の異動であって、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者が、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年7月1日と届け出るべきところを、誤って同年6月30日と届け出たと思う。」と回答していることから、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年7月1日とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社が保管するA社の賃金台帳における申立人の平成14年6月の保険料控除額に基づき、38万円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成14年7月1日と届け出るべきところを、誤って同年6月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された社員名簿及び同社の人事担当者の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、社会保険事務所の記録どおりの日付を資格喪失日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の昭和43年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した申立人の在籍証明書及び同社の回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和24年8月1日に同社本社から同社C製作所に異動）、B社の「資格喪失日の事務処理ミスによるもので、保険料を継続して控除していたと思う。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務処理の誤りを認めていることから、事業主は、申立人のA社本社における資格喪失日を昭和24年7月31日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人の同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県立B校における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和63年1月28日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A県立B校に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同校には、昭和62年9月から63年7月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県立B校から提出された人事異動通知書及び人事記録履歴カードにより、申立人は、申立期間に同校に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A県立B校から提出された「臨時的任用職員の年金記録について」（平成19年7月2日付けA県教育委員会教職員課長通知）により、「学校等の臨時的任用職員は、昭和61年4月1日以降は社会保険に加入している。」とされている上、申立人から提出された昭和63年分の給与所得の源泉徴収票により、社会保険料の控除が確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考えられないことから、事業主は申立人の申

立期間に係る被保険者資格の喪失届及び取得届の提出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月13日の標準賞与額に係る記録を84万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が実際に賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額より低くなっている。同法人は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初44万円とされていたものが、平成21年12月16日付けで取り消され、84万円に訂正されていることが確認できるが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されない。

一方、A社から提出された賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、平成18年12月13日に同法人から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（84万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年12月13日の標準賞与額を84万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月13日の標準賞与額に係る記録を64万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が実際に賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額より低くなっている。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初33万円とされていたものが、平成21年12月16日付けで取り消され、64万円に訂正されていることが確認できるが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されない。

一方、A社から提出された賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、平成18年12月13日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（64万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年12月13日の標準賞与額を64万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月13日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が実際に賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額より低くなっている。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初17万円とされていたものが、平成21年12月16日付けで取り消され、30万円に訂正されていることが確認できるが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されない。

一方、A社から提出された賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、平成18年12月13日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年12月13日の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月13日の標準賞与額に係る記録を57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が実際に賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額より低くなっている。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初29万円とされていたものが、平成21年12月16日付けで取り消され、57万円に訂正されていることが確認できるが、時効により訂正後の厚生年金保険料を納付できず、訂正後の標準賞与額の記録は給付に反映されない。

一方、A社から提出された賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、平成18年12月13日に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（57万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、18年12月13日の標準賞与額を57万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA労働組合（現在は、B労働組合）における資格取得日に係る記録を昭和52年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。異動はあったが、同社に継続して在籍していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB健康保険組合が保管する被保険者名簿により、申立人は申立期間にA社に継続して在籍し（昭和52年3月31日に同社C工場からA労働組合に異動）、B労働組合の「給与には切れが無く、保険料を控除していたと思われる。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA労働組合における昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格取得日を昭和52年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA労働組合（現在は、B労働組合）における資格取得日に係る記録を昭和52年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。異動はあったが、同社に継続して在籍していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB健康保険組合が保管する被保険者名簿により、申立人は申立期間にA社に継続して在籍し（昭和52年3月31日に同社C工場からA労働組合に異動）、B労働組合の「給与には切れが無く、保険料を控除していたと思われる。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA労働組合における昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格取得日を昭和52年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA労働組合（現在は、B労働組合）における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年9月1日まで

ねんきん特別便により、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。異動はあったが、同社に継続して在籍していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人はA社に継続して在籍し（昭和52年9月1日にA労働組合から同社C工場に異動）、B労働組合の「給与には切れが無く、保険料を控除していたと思われる。」との回答により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA労働組合における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失日を昭和52年8月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月8日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にB工場への異動はあったが、同社には間違いなく継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人の社内経歴及び回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和41年11月30日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を平成2年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月16日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への異動はあったが、同社には継続して在籍していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された確定拠出年金の加入一覧表、賃金台帳及び回答書から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し(平成2年3月16日にB社からA社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における平成2年4月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って平成2年4月1日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人の同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年10月1日まで
② 昭和54年10月1日から56年3月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、申立期間中、厚生年金保険の事務担当者であったが、自らは正しい標準報酬月額の届出を行っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間より前の申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和40年3月26日から46年10月1日までの期間）における標準報酬月額の記録の推移及び当時の複数の同僚の申立期間①を含む前後の期間に係る標準報酬月額の記録の推移から見て、申立人の標準報酬月額のみが減額されており、不自然であることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「申立人はまじめで非常に信頼がおけたので、給与は他の従業員より優遇していた。」、「実際の給与月額に対応した標準報酬

月額を届け出て、それに見合った保険料を控除した。」旨供述している上、当時の上司は、「当時、経営は順調であり、申立人の給与を下げることはなかった。」旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年9月のオンライン記録及び当時の複数の同僚の当該期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は関係資料を保管しておらず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年4月30日の後の同年5月7日付けで、54年10月から56年2月までは24万円が8万円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「当時、A社の厚生年金保険の事務担当者であった。」旨供述しているところ、当時の上司は「申立人は、私の指揮命令の下、厚生年金保険事務を担当していた。」旨供述していることから、厚生年金保険事務に権限を有しておらず、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和54年10月から56年2月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月10日から40年1月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、本社のD社（現在は、B社）から同社の支店であるA社C支店への異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年12月10日にD社本社からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年1月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていること

から、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和30年12月1日、申立期間②の資格喪失日に係る記録を32年6月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年12月1日から31年1月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年6月11日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A協会C事業所(厚生年金保険は、同事業所を管轄するB事業所において加入)で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同協会には、昭和28年6月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し(昭和30年12月1日に同協会D事業所から同協会C事業所に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A協会C事業所は、オンライン記録によると、申立期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、同協会の現在の人事担当者は、「申立期間①及び②当時は、異動先のC事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、同事業所を管轄するB事業所が厚生年金保険の手続を行ったはずである。」旨供述している上、申立人を含め同協会C事業

所が適用事業所になった日（昭和 32 年 6 月 11 日）に被保険者資格を取得した 19 人は、A 協会の B 事業所及び C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同協会 B 事業所で資格を取得している記録が確認できることから、申立人は、申立期間①及び②について同協会 B 事業所において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の A 協会 B 事業所における昭和 31 年 1 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の同協会 B 事業所における 32 年 3 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るB国民健康保険組合の加入記録、A社の事業主及び複数の従業員の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によると、当初、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所になっていなかったものの、同社に勤務していた元同僚からの別件申立てについて、既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年9月3日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、社会保険事務所（当時）の事務誤りがあったとして、平成10年6月1日が適用事業所でなくなった日とされ、また、元同僚の被保険者の資格喪失日が9年11月1日から10年6月1日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人についてもA社における被保険者資格の喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は平成10年6月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成9年10月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案8570

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るB国民健康保険組合の加入記録、A社の事業主及び複数の従業員の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によると、当初、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所になっていなかったものの、同社に勤務していた元同僚からの別件申立てについて、既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年9月3日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、社会保険事務所（当時）の事務誤りがあったとして、平成10年6月1日が適用事業所でなくなった日とされ、また、元同僚の被保険者の資格喪失日が9年11月1日から10年6月1日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人についてもA社における被保険者資格の喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は平成10年6月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成9年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るB国民健康保険組合の加入記録、A社の事業主及び複数の従業員の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によると、当初、A社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所になっていなかったものの、同社に勤務していた元同僚からの別件申立てについて、既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年9月3日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、社会保険事務所（当時）の事務誤りがあったとして、平成10年6月1日が適用事業所でなくなった日とされ、また、元同僚の被保険者の資格喪失日が9年11月1日から10年6月1日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人についてもA社における被保険者資格の喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は平成10年6月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成9年10月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年1月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とし、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月4日から同年2月1日まで
② 昭和60年5月1日から同年10月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いことが判明し、その後、申立期間②の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書、賞与支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和59年12月中旬にA社の採用試験を受け、60年1月4日から同社に勤務したとしており、当時の同社事業主もこれを認めている上、申立人が提出した昭和60年分の源泉徴収票から判断すると、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、申立人は、昭和60年1月分及び同年2月分給与支払明細書を紛失しているものの、同年3月分から同年12月分までの給与支払明細書及び賞与支払明細書と同年分の源泉徴収票を照合すると、同年1月分及び同年2月

分の控除額を含めた額とおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、A社に昭和60年1月から勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間に係る給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間①については、B社は、当時の資料を保存していないため確認できないとしているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、B社は、当時の資料を保存していないため確認できないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA協会に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年9月1日、現在も同協会で継続して被保険者とされているところ、当該期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同協会における資格取得日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から同年10月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明し、同協会に相談した。同協会は社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料の納付の時効により、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A協会から提出された在籍証明書及び新規採用の辞令により、申立人が同協会に平成6年9月1日から勤務していたことが確認できる。

また、A協会の総務担当者は、同協会では、入社日から厚生年金保険・健康保険・雇用保険に加入させていた旨を供述しているところ、同協会から提出された申立人の平成6年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額から算出される保険料控除額は、申立期間を含めて試算した保険料控除額とおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年10月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月18日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格取得日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る6年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月29日から同年3月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の職歴証明書等から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和43年2月29日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の職歴証明書等から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和38年1月31日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は平成17年12月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支給控除一覧表」の厚生年金保険料控除額から、50万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を58万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は平成17年12月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支給控除一覧表」の厚生年金保険料控除額から、58万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は平成17年12月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「賞与支給控除一覧表」の厚生年金保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は平成17年12月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準賞与額につい

ては、「賞与支給控除一覧表」の厚生年金保険料控除額から、45万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いものとなっていた。給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年7月1日の後の同年10月22日付けで、26万円に減額処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、A社の役員になったことがないことが確認できる上、申立人のフランチャイズチェーン加盟契約書により、申立人は、減額処理が行われた当時（平成14年10月22日）には別の飲食店を経営しており、A社に関与していなかったものと認められる。

さらに、A社の代表者は、減額処理が行われた当時は資金繰りに苦勞しており、厚生年金保険料を滞納していた旨供述している上、同社に係る社会保険事務所の滞納保険料に関する資料により、同社は、平成13年度の厚生年金保険料を滞納したことから、滞納していた厚生年金保険料を解消するために、減額処理が行われたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の平成13年11月から14年6月までの期間に係る標準報酬月額についてさかのぼって減額処理する合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準

報酬月額に係る記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

東京国民年金 事案 7262 (事案 4042 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月まで

私の住み込み先の店主は、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和 36 年度の保険料を納付してくれたはずである。その後、店主から自分で納付するように言われたので、私は、37 年 4 月ごろ、区の出張所で 37 年度の保険料をまとめて納付し、その後は勤務先の店舗に来た女性の集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和 36 年 5 月に最初の国民年金手帳の記号番号の払い出しを受けていることが確認できるが、当該番号の払出簿では申立人は不在者とされており、40 年 4 月以降に申立人が居住していたとする区への転居表示はなく、当該番号の 57 年 12 月現在における年度別納付状況リストにおいても申立人は不在者のままであることが確認できる。さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月以降の期間については、青果店を経営していた区において女性の集金人に保険料を納付したと説明するが、当該区では、当該期間には女性の集金人は存在していなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人からは、新たな関連資料、参考事情等の提出はなく、当委員会の調

査において、昭和 36 年 5 月に申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、店主が保険料を納付していたとする申立人の同僚も、申立人と同様に昭和 36 年度の保険料のうち 3 か月分が未納となっている記録を確認できる。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から46年10月まで

私は、姉に勧められ昭和43年8月ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、オレンジ色の年金手帳（発行、昭和49年11月以降）以外交付された^{おぼ}憶えはないとしている上、申立人が所持する当該手帳には「被保険者となった日」が昭和50年10月29日から43年8月1日に訂正されており、オンライン記録においても昭和60年12月16日に43年8月1日強制加入、46年11月10日資格喪失の記録が追加されている。

また、申立人に国民年金加入を勧めたとする姉は、申立期間当時は未加入であり、姉の手帳記号番号は申立人と同時期の昭和50年10月に払い出され、申立人と同様、同月から保険料の納付を開始していること、申立人は、当時の保険料額の記憶が曖昧^{あいまい}であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に、国民年金の加入手続を弟の分と一緒にいき、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に弟と一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料を 3 か月ごとに納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 42 年 8 月に、弟の手帳記号番号は同年 4 月に払い出されている。

また、申立人が所持する領収書により、申立人は申立期間直後の 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料を第 1 回特例納付で納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立人は、特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたものと考えられる。

さらに、申立人は、弟の保険料と一緒に納付していたとするが、申立期間は弟も未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 51 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 5 月ごろに、転居先の市役所に行き、転入手続の際に市役所の職員に国民年金の加入を強く勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 48 年 5 月に元夫の実家所在地の市で国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人は、当時の国民年金手帳の受領、所持及び納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 53 年 8 月に国民年金に初めて加入したことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 10 月時点では、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月までの期間及び 42 年 8 月から 44 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月まで
② 昭和 42 年 8 月から 44 年 5 月まで

私は、母から、私が 20 歳になった時から大学に入るまでの期間及び私が外国留学期間中の私の国民年金保険料を母が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの期間は、国民年金制度が発足する前の期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 10 月時点では、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月及び申立期間②は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7271

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 46 年 9 月に国民健康保険に加入したはずであり、その時に国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年1月時点では、第2回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことがないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年6月までの期間及び57年11月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から44年6月まで
② 昭和57年11月から60年9月まで

私の母は、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、海外に渡航する直前の57年10月から保険料を口座振替により納付する手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は、当該期間の大部分、母親が居住していたとする市とは別の市や区に住民登録しており、母親が申立人の保険料を納付することは困難であったと考えられる。また、申立期間②については、申立人は、当該期間当初に海外に渡航し、当該期間の大部分を海外で居住していたと説明するとともに、申立人が所持する当該期間直前に居住していた町から送付されたはがきには、当該期間直前の昭和57年10月分の保険料から口座振替を開始する旨が記載されているものの、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間当初の57年11月に任意加入資格を喪失した旨及び申立人が当該期間直前に居住していたとする町の名称が記載されていることから、申立人は、当該期間当初に資格喪失手続を行ったものと考えられるなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 7 月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から47年3月まで

私は、区役所から通知が来たので、昭和40年6月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、区役所や近くの区の出張所で毎月、国民年金保険料を納付していた。46年か47年に夫と別居してから58年9月ごろまでは、夫が保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの状況及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違する。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年4月時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料を特例納付した記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から昭和49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年8月まで

私は、昭和44年7月に契約社員となったが、厚生年金保険に加入できなかった。両親や同僚に勧められ、同年9月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から48年9月まで

私たち夫婦は、昭和49年に区役所で国民年金の加入手続をした際、国民年金保険料を25年納めないと年金を受給できないと職員に言われ、夫がさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする夫から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人が記憶している夫が国民年金に加入した際にさかのぼって納付したとする夫婦二人分の保険料額は、第2回特例納付及び加入手続時に納付した過年度納付により納付済みとなっている期間の保険料額と申立期間の保険料額の合計金額と相違する。

また、申立人は、第2回特例納付等を行ったことにより60歳到達時まで保険料を納付すれば、夫の厚生年金保険加入期間に配偶者であったことによる合算対象期間50か月を加え年金受給資格期間を24か月超える納付月数となることから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付等を行ったものと考えられるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から45年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から45年2月まで
私は20歳のころ、父から、「お前の国民年金保険料は納めている」と何度か言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親や申立期間当時申立人と同居していたとする母親及び兄から加入及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）の払出簿には、申立人が国民年金に加入し、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録はない上、申立人には国民年金手帳を所持した記憶はないなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年12月まで

私は、海外居住期間が長く、20歳代の国民年金保険料が未納になっており、納付月数が足りなくなるのではないかと将来に不安を覚えていた。

昭和55年ごろに特例納付制度を知り、一括で40万円くらいの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和55年ごろに第3回特例納付により申立期間の保険料40万円くらいを一括納付したと説明しているが、国民年金への加入手続の時期や手続の場所及び保険料の納付場所や納付方法等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年7月は、第3回特例納付の期間外である上、申立人が申立期間当時居住していた区を所轄する社会保険事務所（当時）の手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人の手帳記号番号は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は、国民年金に加入後は国民年金保険料を滞納したことはなく、督促状等も受け取ったことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年10月ごろの時点では、申立期間は過年度納付によりさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は、さかのぼって納付を行った記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年3月まで

私は区役所に勤務する知人に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は母が近所の郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住している区では、申立期間の始期の時期は、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、母親は、印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月は、第3回特例納付実施期間であったが、母親は、申立期間の保険料を特例納付等で納付した場合に必要な金額でさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 11 月に、義父の経営していた会社の事務責任者に国民年金の再加入手続をしてもらい、国民年金保険料は、元夫又は事務責任者に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び申立人の義父の経営していた会社の事務責任者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元夫及び前記事務責任者から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人が、申立期間当時居住していた市の納付管理記録には、申立期間が国民年金加入期間外であると記録されていること、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 56 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失後に 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間に係る被保険者資格取得の記載がないなど、元夫又は前記事務責任者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、大学生のころに、母から私の国民年金の加入手続をした旨を聞いたことがあり、婚姻時には、これからは自分で納付するようにと年金手帳を渡されたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 45 年 11 月に払い出されており、当該払出時点では、第 2 回特例納付による場合を除き、申立期間のうち 43 年 9 月以前の保険料は納付することができない上、申立人と手帳記号番号が連番で払い出されている兄は、申立人と同様 46 年 4 月から保険料の納付を開始しており、申立期間の自身の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、両親から当該期間の保険料をさかのぼって納付したという話は聞いたことが無く、自身で当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も無いと説明しているなど、申立人の両親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が現在所持する国民年金手帳は、上記手帳記号番号払出直後の昭和 45 年 12 月 8 日に発行され、申立人の婚姻前の氏名及び住所が記載されていること、当該手帳に記載された住所は、申立人が申立期間前から婚

姻する 46 年 9 月まで住民登録していた住所地と同一であることが戸籍の附票から確認できることなど、当該住所地において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年9月まで
私が20歳当時に同居していた姉が私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 4 月まで

私の母は、私が昭和 45 年 4 月に婚姻した後、私の国民年金の加入手続を行い、婚姻前の期間の保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 2 月に任意加入したことにより払い出されており、任意加入の場合には、制度上、加入前の未加入期間である申立期間の保険料をさかのぼって納付することができず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私が昭和 38 年 4 月に引っ越しをした後、養父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の養父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする養父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立期間当時同居していたとする義妹も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の養父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、婚姻を機に国民年金の加入手続を行い、昭和51年4月から国民年金保険料の納付を始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後に居住した町で昭和53年5月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、加入手続をした際の同町の確認印が押されている。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能ではあったものの、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、申立人は当該払出時点より前には年金手帳を所持していなかったと思うと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7297 (事案 3208 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 37 年 1 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は、勤務先の工場主が給与から差し引いて納付してくれていたはずであり、結婚後は、私が、区役所の支所で夫婦二人分の保険料を納付し、他区に転居してからは区の集金人に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「申立期間①については、申立人の勤務先の工場主が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとされる当該工場主は所在不明であり、当時の保険料の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるなど、勤務先の工場主が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続、加入時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 5 月時点では、当該期間の保険料は過年度納付となるが、申立人は、さかのぼって

保険料を納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①当時に勤務していた事業所の同僚の氏名を新たな情報として説明しているが、当該同僚も当該期間の保険料が未納であるなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7298 (事案 3209 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の支所で納付し、他区に転居してからは区の集金人に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の夫は国民年金の加入手続、加入時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 5 月時点では、当該期間の保険料は過年度納付となるが、申立人の夫は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たな資料の提出が無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 56 年 7 月までの期間、59 年 1 月から同年 11 月までの期間及び 60 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 56 年 7 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 11 月まで
③ 昭和 60 年 12 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する 4 冊の年金手帳のうち、昭和 45 年 5 月に再交付された国民年金手帳には、申立期間より前の 50 年 3 月に資格喪失した旨が記載されており、その後、資格を再取得した旨の記載が無く、50 年 3 月以降に厚生年金保険適用事業所で交付されたと考えられる 2 冊の年金手帳には、国民年金手帳の記号番号及び国民年金の資格記録が記載されていない（残りの 1 冊は平成 20 年 1 月に発行されたものである。）など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から56年6月まで

私の父は、私が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年2月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人が所持する領収証書には、申立期間直後の昭和56年7月から58年3月までの保険料を58年10月に過年度納付した旨記載されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年12月まで

私は、会社を退職した後の昭和46年10月に国民年金に加入し、老後のことを考えて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違する。また、申立人の妻は、厚生年金保険加入期間を除き、申立期間の保険料が未加入及び未納となっている。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月時点では、第2回特例納付が実施されているものの、納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とも相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7306

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年12月まで

私が銭湯に住み込みで働いていた間、私の雇用主は、私の国民年金の加入手続を行い、給与から天引きして国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、保険料を納付するため給与から天引きされていたとする金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7310

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年12月まで

私の妻は、夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の妻の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、妻は、申立人の保険料を2年遅れで毎月納付していたとしており、申立期間直前の平成3年12月分の保険料は申立人が亡くなった6年1月に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるが、申立人の妻は、申立人が亡くなった後は、申立人の保険料を納付していないとしているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7311

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、大学生の時に国民年金に加入し、大学院に入学する前まで国民年金の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 4 月時点では、申立期間のうち 39 年 12 月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から47年11月まで

私が父の経営する会社を手伝っていた申立期間当時、母が私の国民年金保険料を給与から差し引いて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人と同様に父親の経営する会社を手伝っていたとする申立人の姉及び弟も当時は国民年金に未加入又は保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、自身の国民年金手帳を見たことは無く、受け取ったことも無いとしているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、大学を卒業して就職するまでの期間、国民年金保険料を納付してくれた。姉が学生の時の保険料は納付済みとなっている。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、姉が学生であった期間の保険料が納付済みであることから、自身の保険料も納付されているはずであると主張しているが、姉は学校教育法に規定する大学等以外の学校の学生であったことから、当時から強制加入対象者であったのに対し、申立人は申立期間当時大学生であり、任意加入対象者であったこと、申立人の姉は母親から学生時代の国民年金手帳を受け取ったとしているが、申立人は自身の国民年金手帳を見たことは無く、受け取ったことも無いとしていること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から61年3月まで

私は、結婚して国民年金に加入した際、国民年金付加保険料の納付の申出も行い、付加保険料も納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に付加保険料の納付の申出を行ったとしているが、申立人の所持する加入当初に発行された国民年金手帳には、付加保険料の納付申出日の記載が無く、申立期間中の昭和59年3月時点で作成された年度別納付状況リストの納付方法欄には、定額保険料のみの口座振替を示す記号が記載されているなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から50年3月まで

私の夫は、昭和43年の春ごろ、勤務先の職員に勧められて私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立期間の保険料額及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続きを行った際に国民年金手帳を受け取った記憶が無いと説明していること、申立人の所持する国民年金手帳には昭和50年4月に任意加入したことにより資格取得したことが記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7316

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで
私の妻は、私の国民年金保険料を未納なく納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を自身の分と一緒に納付していたとする妻は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、国民年金手帳の記号番号が昭和40年7月に申立人と2番違いで払い出され、その後の保険料について、夫婦の国民年金手帳の印紙検認印や納付書により同一日に納付していることが確認できる妻も、申立人同様、申立期間直後の40年4月分から保険料の納付を開始しており、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 7 月 26 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚は、「申立人は申立期間当時、A社B営業所で営業の業務に従事していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人はA社において昭和 44 年 7 月 26 日に被保険者資格を取得しており、これは、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、A社の申立期間当時の給与事務担当者は、「申立期間当時、同社では、従業員が入社した後、3か月間の試用期間を設けており、その間は雇用保険にも厚生年金保険にも加入させず、保険料も控除していなかった。」と供述している。さらに、このことに関連して、同担当者は、「私が入社した時期は昭和 44 年 3 月末ごろであった。」と供述しており、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同担当者が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人と同じ昭和 44 年 7 月 26 日と記録されていることから、A社においては試用期間があったことが裏付けられる。

加えて、申立人を記憶している前述の同僚も、「A社では、雇ってもすぐに辞めていく者が大勢いたので、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させることはしていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和45年3月31日まで勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社が作成した申立人が同社を昭和45年3月31日に退職したことを内容とする平成20年12月11日付けの在籍証明書を基に、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金は、「申立人は、基金設立日の昭和44年1月1日に資格を取得し、45年3月1日に資格を喪失（中途脱退）と記録されている。」と回答しており、雇用保険についても、申立人の同社における離職日は45年2月28日と記録されており、これらの記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致している。

さらに、申立人が同時に退職したと供述しているA社の役員2名の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、オンライン記録によると、昭和45年4月1日となっていることが確認できるが、このうち、事情を聴取できた1名は、「申立人の退職日は自分より1か月くらい前だったように思う。」と供述している。

加えて、申立人がA社を退社後、昭和45年5月1日に入庁したとしている自治体に申立人が提出した履歴書には、職歴欄に「33年5月A社入社、45年2月家事都合により退社」と記載されている。

なお、申立人が提出しているB社が作成した在籍証明書について、同社の総務担当者は、「当社の人事記録では申立人の退職日は昭和45年2月28日となっていたが、ほかに保管している申立期間当時の資料は無く、また、当時の事情を知る社員もいないことから、申立人から言われるがままに同年3月31日を退職日として交付した。」と供述しており、在籍証明書に申立人の退職日を45年3月31日として記載した根拠は無いことを認めている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月21日から3年8月21日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月21日の後の同年12月4日付けで、申立人の同社における被保険者資格は、元年8月21日に遡^{そきゅう}及して資格喪失処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び上記処理日において、同社の代表取締役であったことが確認でき、次に述べるとおり実質的に会社の業務を執行していたものと推認できる。

つまり、当時の他の取締役及び従業員についても、前述の処理日において、遡^{そきゅう}及による資格喪失の処理や標準報酬月額^{そきゅう}の減額訂正処理が行われており、申立人に関する遡^{そきゅう}及による資格喪失処理と同時に^{そきゅう}行われたこれらの処理は、会社の行為として行われたものであると認められる。

加えて、申立人は、「社会保険の届出の手続はA社の総務・経理担当部長が行っており、事業主印も同経理部長に管理を任せていた。」と述べているが、これについて、同部長は既に死亡しており、同人から事情を聴取できないものの、A社の従業員は、「申立人が事業主印を管理しており、同社の重要な書類は、事業主である申立人が決裁するとともに、申立人が事業主印を押していた。」と供述していることから、申立人が、自身に関する遡^{そきゅう}及による資格喪失処理及びこれと同時に^{そきゅう}行われた上記の処理に関与していなかったとは考え難い。

なお、申立人は、「A社では社会保険料の滞納は無かった。」と述べているが、同社の当時の複数の従業員は、「申立期間に同社では給料の未払があり、社会

保険料も納付できなくなった。」と供述していることから、社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの被保険者資格の喪失日に係る処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 16 日から 42 年 3 月まで
学生当時アルバイトをしていたA社について、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除を確認できる資料は無いが、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に昭和33年ごろから42年ごろまで料理人として勤務していた従業員は、「申立人の名前は知っている。勤務期間は覚えていないが、ボーイをしていたような気がする。」と供述していることから、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社で給与計算を担当していた従業員は、「同社では、アルバイトとして勤務していた者は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、自身と同様にA社でアルバイトとして勤務していた同僚1名の名前を記憶していたが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該同僚の加入記録も無い。

なお、A社は、昭和46年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について、これらを確認するための関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8497 (事案 3232 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に支配人として勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとする当委員会の決定が既に行われており、申立人に対して、平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする旨の通知が行われている。

これに対して申立人は、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな事実及び関連資料を示していない。

また、今回新たに判明したこととして、A社の申立期間当時の役員は、「申立人が同社に入社した昭和 56 年 7 月当時、申立人は失業保険を受給中であり、本人の希望により、厚生年金保険を含む社会保険は未加入だった。」と供述している。

なお、雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 56 年 3 月 19 日に前職を自己都合により退職しており、申立期間当時に求職者給付を受給していたことが確認できる。

以上により、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月上旬から29年1月1日まで
② 昭和34年4月から36年3月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社C事業所（現在は、B社D支店）に勤務した申立期間②について加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していた履歴書に、A社における勤続期間が7か月と記載されていること及びA社の従業員から提出された社員旅行の写真から、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散している上、当時の事業主も死亡していることから、A社及び当該事業主から、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、回答のあった3人が、申立期間当時同社には試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

また、このうち申立人と同じ職種の従業員一人は昭和28年11月に撮影された上記の写真で確認できるところ、申立人と同じ29年1月1日に厚生年金保険に加入していることから、A社では厚生年金保険には入社して一定期間経過後に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

申立期間②について、申立人が保管していた履歴書に、「B社E事業所」における勤続年数が2年と記載されていること及びB社C事業所の同僚の供述から、申立人が当該期間にB社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社D支店は、「申立人の勤務を確認できる当時の資料を保管していないため、申立期間②における申立人の勤務の実態を確認できない。」としている。

そこで、B社F支店の当時の厚生年金保険の担当者に照会したところ、「当時、B社C事業所は、B社F支店で厚生年金保険を適用していた。社員の雇用については、試用期間のほかに長期臨時社員という制度があって、2年経過すると正社員になった。長期臨時社員である期間は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」としているところ、申立人は、「B社C事業所に臨時社員として入社し2年ぐらい勤めたが、正社員になったかどうか憶えていない。」と供述している。

また、B社C事業所における上司及び同僚の9人に照会したところ、申立人と同じ仕事をしていたとする3人の同僚は、B社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、このほかの6人のうち1人は、昭和32年の秋ごろに入社し、臨時社員として2年くらい勤務したと述べているところ、当該同僚は、34年11月1日に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A大学に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間に同大学付属商業学校及び予科の昼間部に在籍しながら、勤労働員学徒として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学が保管している「昭和15年4月以降職員任免簿」の記録から、申立人が申立期間にA大学に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A大学が保管する在学記録により、申立人が昭和16年4月から20年3月まで旧制商業学校に、同年4月から23年3月までA大学予科に在学していたことが確認でき、申立人が申立期間のうち19年10月1日から終戦時までは勤労働員学徒としてA大学に勤務したとする主張と符合する。

しかし、上記職員任免簿において、申立人と同じ頁に氏名が記載されている従業員の一人は、「A大学では、昼間部の学生は学徒の勤労働員に行った。自分は商業学校の夜間部に在籍していたが、夜間部で学徒の勤労働員に行った者はいなかった。」としている。また、A大学の当時の同僚の一人は、「自分は商業学校の夜間部に在籍し、給仕として働いた後、昭和20年4月に昼間部の専門部に入り、同年7月から勤労働員学徒として火薬工場に行った。」としている。

これらのことから、申立人が申立期間のうち、昭和19年10月1日から、終戦の20年8月までは、勤労働員学徒としてA大学に勤務していたと認められるところ、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が明文化されている。

さらに、A大学では、勤労働員学徒の厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）への加入については、資料が残っていないため、不明であるとしている。

一方、申立期間のうち、終戦の昭和 20 年 8 月から 21 年 4 月 1 日までの期間については、上記の従業員は、「A 大学では、学校が空襲で焼け、終戦後は仕事が無かった。」としており、また、上記の同僚も「終戦直後、大学は機能していなかった。」としているところ、A 大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、19 年 9 月 1 日に 11 人が被保険者資格を取得した後、21 年 4 月 1 日に申立人を含む 58 人が資格取得するまでの間に、被保険者資格取得の記録は無いことが確認できる。

また、上記職員任免簿では、申立人について昭和 20 年 12 月 26 日及び 21 年 6 月 1 日に月給制の「雇」と記録されており、申立人の前後に「雇」・「書記」と記載されている者で申立人と同程度の賃金の者 21 人が、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、終戦後、A 大学は、申立人と同一の雇用形態若しくは同程度の賃金の者を一括して厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社には、定時制高校に通学しながら勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録名簿から、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 2 月 6 日にアルバイトとして同社に入社し、37 年 1 月 6 日から定時制高校に通いながら昼間勤務する少年社員として、38 年 5 月 11 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、上記人事記録名簿の記録では、申立人は、雇用保険及び健康保険に昭和 36 年 2 月 6 日に加入し、38 年 5 月 11 日に健康保険の被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、A社が保管するB健康保険組合の「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における申立人の被保険者資格取得日及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」における資格喪失日の記録は、上記の人事記録名簿における健康保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記の「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、申立人と同時期に従業員 4 人が被保険者の資格を取得しているが、そのうち 3 人は厚生年金保険の加入記録が無く、1 人は、入社して 1 年 2 か月後に資格取得したとしているところ、A社の人事記録から、当該従業員は、昭和 36 年 2 月にアルバイトとして同社に入社し、37 年 4 月から正社員になっていることが確認できる。

加えて、A社は、「アルバイトは通常厚生年金保険に加入させておらず、正社員は加入させていた。少年社員については、昭和 39 年以降については、少年社員も加入させているようであるが、その取扱いに関する基準は、当時の資料が無いので分からない。」としている。

また、申立期間のうち、昭和36年2月6日より前の期間については、A社が保管する人事記録名簿において、申立人に係る記載は無く、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 1 日から 26 年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人に照会したところ、2人は、「A社では、入社後3年程度は臨時社員であり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。正社員になって厚生年金保険に加入した。」と述べている上、1人は、「臨時社員制度があったが、正社員になる前に退社した。」としているところ、当該同僚の同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録がある5人の従業員に照会したところ、回答があった2人はいずれも臨時社員制度について記憶しており、それぞれ入社後、2年4か月、3年3か月後に被保険者資格を取得している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 4 月 28 日より後の同年 5 月 2 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、5 年 2 月から 6 年 10 月までは 36 万円が 8 万円に、同年 11 月から 7 年 2 月までは 36 万円が 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の当時の複数の従業員は、「当時、新工場を建てたことにより会社の資金繰りが大変になった。会社から厚生年金保険の資格を喪失するので国民年金に加入するように言われた。」と供述しているところ、申立人及び複数の従業員が平成 7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間について国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「会社の経営状況が悪かったので、私が社会保険事務所（当時）に厚生年金保険を脱退する手続に行ったことは間違いない。当時、保険料の滞納が無かったとは言い切れない。」と供述していることから、申立人が上記の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8510 (事案 5438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から45年3月まで
② 昭和45年4月から54年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①及び②において加入記録が無い。しかし、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間と申立人が国民年金を納付している期間がほとんどであることにより、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け東京相第391号により、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間①については新たにA社に、申立期間②については申立期間を変更してB社にそれぞれ勤務していたと主張している。

申立期間①について、A社の関連会社であるB社の事業主の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、A社は既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①の一部である昭和44年4月から同年12月までの期間はすべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 8 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い。しかし、給料支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社との雇用契約書及び給料支払明細書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社における厚生年金保険料の給与からの控除については、上記給料支払明細書から、当月分の給与から控除していたことが確認できるところ、申立人から提出された平成3年3月分及び同年4月分の給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除の記載が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月ごろから 51 年 6 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無いことが分かった。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の供述から、期間の特定はできないが、申立人は同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は貸金台帳等当時の関連資料を保存していない旨供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認することができない。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前が確認できず、厚生年金保険被保険者原票の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、給与明細書等の確認資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 41 年 5 月 1 日から勤務をしていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の支配人及び経理担当者は、「適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている上、昭和 32 年 10 月に同社に入社したとしている当該支配人は、同社が適用事業所となった月の前月まで国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「A社が適用事業所となる以前は、厚生年金保険及び健康保険に加入していない。なお、病院等の治療代は、同社から現金で支給されていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書等はないが、申立期間は辞めたことはないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及びオンライン記録で確認できる事業主等へ行った照会に対する回答が無いことから、申立人の申立期間における同社での勤務の実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

なお、申立人と同様にA社における厚生年金保険の被保険者期間に欠落があり、住所が確認できる4名に照会したところ、回答のあった2名のうち1名は、「自分は自己都合で退職し、その後再入社したためである。」とし、他の1名は「期間欠落の理由は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8526

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月30日から5年4月1日まで
② 平成5年5月1日から9年5月23日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した平成4年9月30日から5年4月1日までの期間及びB社(申立期間中にC社に社名変更)に勤務した同年5月1日から9年5月23日までの期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については雇用保険に加入していたので厚生年金保険にも加入していたはずである。また、申立期間②については、事業主の証言や商業登記簿謄本で勤務していたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の代表者であった者1名の供述から、申立人は、期間は特定できないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社における代表者のうち、連絡先が判明した3名に照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記代表者のうち2名は、申立期間に他の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立期間①において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、このほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社に係る商業登記簿謄本の記録から、申立人が同社で平成8年3月1日から9年2月6日までの期間、取締役就任していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のB社の役員等は、「申立人は、平成8年3月に役員として当社に受け入れたもので、それ以前から勤務していたものではない。ま

た、同人は、他の事業所において役員に就任していたため、当社においては厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述している。このことは、同社における役員のうち、他社との兼務役員は同社において厚生年金保険の加入記録が無いことからもうかがえる。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間のうち平成6年4月から9年4月まで国民年金の保険料を納付していることが確認できる上、このほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から33年3月31日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所B支部(現在は、C事業所)に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和27年9月1日から勤務していた。雇用通知書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された申立人に係る採用起案書及び退職願の記録から、申立人は、昭和27年9月1日から31年6月30日までA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所に係るオンライン記録から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年1月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C事業所は、「申立人に係る賃金台帳等を保有していないことから、申立人が勤務した期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかについては確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しているが、これらの者を特定することができず、A事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 44 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び当時の上司の供述により、期間までは明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

そして、A社の代表者は、「当時の資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については確認できない。また、申立人が勤務していたA社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、同社に勤務した者で厚生年金保険に加入する場合は、親会社であるB社（現在は、C社）において被保険者資格を取得させていた。」と回答している。

また、申立人が記憶している当時の上司は、「申立人のことを覚えているものの、厚生年金保険料の控除の状況等については不明である。」と供述している。

一方、C社は休眠状態であり、当時の従業員に係る資料を入手できず、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、A社の代表者等が記憶している当時の同社の従業員8人のうち、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い者2人が確認できることから、A社では、当時一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は

無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、B社が昭和42年4月1日から加入しているC厚生年金基金に申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 30 年 5 月 25 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表者の供述により、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に係る資料を保存しておらず、申立期間当時の代表者からは、当時の事情を聴取できない上、申立人が記憶している同僚は所在不明のため連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人が記憶している女性従業員については、被保険者としての記録が無いことが確認できることから、同社では、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたことは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立期間のうち、昭和 29 年 9 月 29 日以降の期間については、オンライン記録により、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の現在の代表者は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 46 年 1 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びC社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。各社とも勤務していた時期や期間等は明確に記憶していないが、申立期間①及び②において、それぞれの事業所に3か月から6か月くらい勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、同僚の供述により、時期までは明らかではないが、申立人が同社に3か月くらいの期間勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年11月1日であり、申立期間①のうち同年10月31日までの期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社は、昭和46年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は連絡先が判明しないことなどから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が氏名を記憶している同僚の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、加入記録は無く、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、A社に勤務していたことが確認できる従業員18人に照会したところ9人から回答があったが、申立期間①及び②当時の同社の厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はいなかった。

また、上記被保険者名簿を確認したところ、厚生年金保険の整理番号に欠

番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

- 2 B社について、同社は平成8年8月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①及び②当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡しているため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、当時のB社の社会保険担当役員（代表者の妻）は、申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等については、「資料が保存されていないので確認できないが、当時、会社には正社員ではない従業員もおり、厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員29人に照会したところ、25人から回答があったが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいなかった。そして、そのうちの従業員2人は、「当時、B社には正社員以外の従業員もおり、厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

- 3 C社について、同社は、「入退社した者の記録は、昭和45年4月以降しか保存されていないが、同記録には申立人の氏名は見当たらず、申立人の勤務状況等については分からない。」と回答している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、C社に勤務していることが確認できる従業員34人照会したところ24人から回答があったが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、C社の当時の総務部長及び社会保険事務担当者は、「C社では、正社員以外は原則として厚生年金保険に加入させておらず、加入する場合には、本人の希望や勤務成績等一定の条件があった。」と供述している。このことは、上記入退社した者の記録において、昭和45年4月から同年12月までに入社した従業員123人について、同社に係る事業所別被保険者名簿により加入状況を確認したところ、記録の無い者が59人に及んでいたことから裏付けられる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から44年6月25日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者及び元従業員の供述により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和43年11月1日付けで事業所を解散したため、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、事業所の所在地の変更を理由に、同日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所となっているが、その際、同社は申立人を含めた11人について、同日付けの資格取得とせず、44年6月25日付けの資格取得届を同年6月30日に届け出たことが確認できる。

また、これについて、A社の元代表者は、「昭和43年11月1日に事業所を二つに分けた際、仕入先担当者（当該元代表者を含め10人）については社会保険の手続が同日付けで行われたのに対し、工場勤務者（申立人を含め11人）については社会保険の手続漏れがあり、厚生年金保険料の納付もしていないと思う。」と供述している。

さらに、A社の元代表者、現代表者及び会社の関係者は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について、申立期間当時の関係資料が残っていない上、社会保険事務の担当者についても誰が行っていたか不明である。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人同様に、工場勤務者で申立期間に係る被保険者記録が無い従業員は、「申立期間の厚生年金保険料の控除について覚えていない」と供述しており、申立期間において保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も営業担当の副社長として同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 52 年 4 月 30 日まで勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録では、離職日は 51 年 12 月 31 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していた従業員 12 人に照会したところ、6 人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務の状況や具体的な退職の日について記憶している者はいなかった。

さらに、上記の 6 人の従業員に、A社での勤務期間を確認したところ、全員が厚生年金保険の被保険者期間と合致しており、そのうちの一人で、社会保険の仕事を手伝っていたとしている従業員は、「同社は社会保険等に関しては正しく手続をしている会社だった」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立人に係る昭和 52 年 1 月 1 日付の資格喪失届が同年 1 月 19 日に受理され、健康保険証も返却されたことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社は昭和 52 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっており、申立人が記憶している後任の副社長は既に死亡し、当時の事業主や経理担当者の所在も不明であるため、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 28 年 11 月 10 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 26 年 4 月 6 日に入社してから 30 年 7 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日に同社に集団就職により入社したとする同僚二人のうち一人は、申立人と同様に昭和 28 年 11 月 10 日に、他の一人は 30 年 2 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、ほかの同僚も「入社日と資格取得日は同一でない。」と供述していることから、A社では、必ずしも入社日を厚生年金保険の資格取得日としない取扱いをしていたことがうかがえる。加えて、申立人の申立期間について、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番はなく、申立人の氏名も見当たらない。

なお、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 10 日まで
A社に勤務して配送業務を行っていた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた元従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の総務担当者は、「配送の仕事の人は、正社員でない人も多くいたと聞いている。運転免許を取得していない配送業務を行う者は助手ということになり、申立人の当時の職種と運転免許の取得状況を考えると、申立人は正社員ではなかったと思う。また、正社員でない人は社会保険にも加入させていなかったと思うので、保険料も控除していないはずである。」と供述している。

また、A社は、「当社が保管する、申立期間当時の被保険者取得状況が記載されている被保険者名簿に申立人の名前は記載されていない。」と回答している。

加えて、事業所別被保険者名簿には申立人の記載は無い上、健康保険の整理番号には欠番もなく、不自然さは見られない。

なお、当時の事業主は既に死亡しており、同社における申立人の厚生年金保険の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社は、平成 10 年 7 月に破産宣告を受け倒産したが、同年 6 月 30 日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び元従業員が「申立人は、平成 10 年 6 月 30 日まで同社で勤務していた。」と回答していることから、申立人は、同年 6 月 30 日まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の上記の元代表取締役及び元従業員に照会したところ、いずれの者も「平成 10 年 6 月の保険料控除については分からない。」と供述していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

さらに、B市から提出された平成 10 年分の所得課税証明書では、申立人の同年の給与支払金額 (300 万円) は、オンライン記録の標準報酬月額 (59 万円) の 5 か月分 (同年 1 月から同年 5 月まで) に相当する金額であることが確認できることから、申立人の同年 6 月分の給与支払はなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 62 年 9 月 5 日から平成 9 年 4 月 15 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に代表取締役として勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には、昭和 32 年から平成 9 年 4 月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元従業員が「申立人は、同社設立時（昭和 32 年 5 月 7 日）から代表取締役であった。」と回答していることから、申立人は申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 5 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が「厚生年金保険の適用事業所になる前は保険料を控除されることはなかった。」と供述している上、申立期間①当時、A社に勤務していた元従業員も「厚生年金保険の適用事業所になる前は、保険料が控除されていなかった。」と供述していることから、申立期間①に同社では給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人が、平

成9年4月15日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立期間②当時の厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは65歳未満の者であったため、申立人は65歳に到達した昭和62年*月*日からは厚生年金保険の被保険者にはなり得ず、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 30 日から 39 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いが、同社には、昭和 38 年 12 月 30 日から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚が、「申立人は、申立期間当時、同社で高圧ガス作業主任者として勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 39 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に倒産しているため、同社から、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できない上、申立人を記憶している上記の元同僚も、申立期間の厚生年金保険料の控除について、「全く記憶していない。」と回答しているため、同人から申立期間当時の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 2 日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②の加入記録が無い。

申立期間①は、昭和 33 年 5 月に A 社（現在は、B 社）に入社後すぐに、C 社においてクレーン免許の教習を受講し、同年 7 月に A 社 D 工場に異動しており、申立期間②は、45 年 12 月から E 団体（現在は、F 団体）に所属する G 団体に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の高校の同級生で A 社での元同僚の「昭和 33 年 5 月 1 日に申立人と一緒に同社に入社した。」との供述及びクレーン免許の教習を受講した複数の元同僚の「同年 5 月 1 日に同社に入社し、申立人と一緒にクレーン免許の教習を受講した。」との供述から、申立人が同年 5 月 1 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、「当社は、いろいろな会社が合併を繰り返したために、被保険者名簿も人事記録も当時の資料は何も残っていない。」と回答しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社本社及び同社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立期間①当時、一緒にクレーン免許の教習を受講したとする複数の元同僚は、いずれも昭和 33 年 7 月 1 日に同社 D 工場に厚生年金保険に加入するまで厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、同社では、当該期間当時、クレーン免許教習受講中の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、昭和 33 年 7 月 1 日に A 社 D 社工場に厚生年金保険に加入した元同僚に、申立期間①の保険料控除について照会したが、記憶している者がい

ないため、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、F団体及びG団体は、いずれも「当時の資料は何も残っていないため、申立人の当該期間当時の勤務については、不明である。」と回答しているため、当該団体から申立人の当該期間の勤務について確認することができない。

また、E団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、同団体で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員20名に照会したが、いずれの者も申立人の勤務期間を記憶していないため、これらの者から申立人の当該期間における勤務について確認することができない。

さらに、E団体の複数の元従業員は、「採用時に、2～3か月は社会保険に加入しないと聞いた。自分は勤めてから3か月ほど社会保険の未加入期間がある。」、「当時は入社してもすぐに辞める者が多かったので、入社後2～3か月余り様子を見たのは間違いない。」と供述していることから、同団体では、申立期間②当時、採用後数か月間は従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと考えられる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から同年 8 月 16 日まで
厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には、昭和 42 年 1 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が平成 20 年 10 月 10 日付けで発行した在籍期間証明書にA社への申立人の入社年月日が「昭和 42 年 1 月」、退社年月日が「43 年 7 月」と記載されていることについて、B社に照会したところ、「申立人の申立期間の在籍を確認できる資料はなかったが、申立人が間違いないと言うので、当該期間を在籍期間証明書として渡した。」と回答していることから、上記在籍期間証明書に記載された入社年月日及び退社年月日をそのままA社における申立人の勤務期間と認めることはできない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる 6 名の元従業員について、雇用保険と厚生年金保険の加入日を確認したところ、いずれも雇用保険と厚生年金保険の加入日が一致していることが確認できる。

また、このうち 3 名が「A社に入社した」と回答している時期と雇用保険及び厚生年金保険の加入記録がおおむね一致していることから、同社では、入社と同時に従業員を雇用保険と厚生年金保険に加入させていたと考えられるところ、申立人の同社における雇用保険の記録では、加入年月日が昭和 42 年 8 月 16 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、昭和 42 年 1 月から同年 4 月までの間にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の元従業員が「申立人は、自分より後に同社に入社したと思う。」と回答し、1 名は「昭和 42 年の夏に撮った写真に申立人が写っていない。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、

同社に勤務していたことは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月ごろから 42 年 3 月ごろまで
② 昭和 59 年 2 月ごろから 60 年 3 月ごろまで
③ 昭和 63 年 9 月ごろから平成元年 8 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①はA社に勤務し給与から保険料が控除されていたこと、申立期間②はB社（現在は、D社）に正社員として勤務していたこと、及び申立期間③はC社に勤務し給与から保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社取締役であることが確認でき、同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当時の事業主等の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた上司及び同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、B社は、平成4年4月21日に厚生

年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、承継会社であるD社の代表者は「申立人に対しては、請負契約で設備工事の管理を依頼していたので雇用の事実はない。また、請負契約の場合、請負代金を支払っていたため、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人はB社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、連絡の取れた6名は「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間②を含む昭和58年12月から62年3月まで国民年金の全額免除申請を行っていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録はない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者は「申立人には請負契約で仕事を頼んでいたため、申立人を雇用した事実はない。」と回答している。

また、申立人はC社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから供述が得られず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた8名のうち2名は「申立人のことは記憶にあるが、申立人は当時同社の社員ではなく請負契約であった。」と供述し、もう1名は「申立人のことは記憶しているが、勤務期間や雇用形態については分からない。」と供述している。他の5名はいずれも「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

さらに、雇用保険受給資格者証の記録から、申立人は、申立期間直前に勤務していた別の事業所を退職した直後の昭和63年8月26日に求職の申込みを行い、申立期間のうち同年12月2日から平成元年3月1日までの期間については失業給付を受給していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間③を含む昭和63年8月から平成6年12月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

そして、申立人の申立期間③に係る雇用保険の加入記録はない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 7 月 25 日まで
② 昭和 50 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における従業員の供述により、申立人は、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、オンライン記録から、A社は、平成 18 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者は死亡し、その他の役員等の連絡先は不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名のうち申立人を記憶している1名は「申立人が勤務していたことは記憶にあるものの、当時同社では採用後6か月くらいの試用期間があったはずであり、当然その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①を含む昭和 46 年 2 月から 55 年 12 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、また、49 年 4 月から 50 年 12 月まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているが、

オンライン記録から、同社は、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等の連絡先は不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたと記憶している上司は「申立人のことは記憶に無いものの、当時、同社では人の入れ替わりが多く、入社して3か月から6か月は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡が取れないことから回答が得られず、申立期間②当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②を含む昭和46年2月から55年12月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、また、49年4月から50年12月まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月ごろから45年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、昭和43年10月1日に被保険者資格を取得し、45年3月31日に離職していることが確認できる上、同社の複数の元従業員は「申立人が申立期間において当社に在籍していた。」旨供述していることから、申立期間のうち、43年10月1日から45年3月31日までの期間において申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和38年10月1日に被保険者の資格を取得し、45年2月1日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間の過半において同社の厚生年金保険の被保険者であったところ、A社の当時の社会保険担当者は「申立人がB社において厚生年金保険料を払っているとの話を聞いた記憶がある。」旨供述している。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から29年3月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和26年5月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の複数の元従業員は「申立人を知らない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している当時の同僚の加入記録が確認できない上、同社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「C社の倒産後、同社の社員がA社B工場に入社した。」旨供述していることから、C社及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、両社で被保険者となった従業員の有無を調査したが、申立人を含め当該被保険者の加入記録は確認できなかった。

なお、申立人は、「A社B工場から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月30日から30年10月30日まで
② 昭和30年10月30日から33年6月1日まで
③ 昭和34年3月1日から35年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員による「申立人は、当社において昭和28年10月末まで在籍し、退職後は勤務時間を変更してアルバイトの形で残ったこともない。」旨の供述及び元社会保険担当者による「当社では厚生年金保険の資格喪失後に退職した元従業員から保険料を控除するようなことはあり得ない。」旨の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことは考え難い。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間②については、B社の複数の元従業員による「当社がパンの製造を始めたのは早くても昭和31年秋ごろからであり、この時期以前のパンの配送業務担当であったとする申立人の在籍はあり得ない。」旨の供述及び申立人が自身と同様にパンの配送業務に従事していたと記憶する同僚による「当時、申

立人が当社に在籍していたか覚えておらず、また、私は、入社に際して試用期間は無く、入退社の時期と厚生年金保険の加入期間は一致しており記録に間違いは無い。」旨の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことは考え難い。

また、B社は、オンライン記録によると、昭和31年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の一部期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社の当時の代表者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間③については、C社は、オンライン記録によると、昭和34年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶するC社の元同僚による「当社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和34年3月1日以降も会社に残っていたが、申立人が35年9月30日ごろまで在籍していたか否かの記憶は無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失後は、給与からの保険料控除は無く、会社が従業員から保険料を控除するようなことはあり得ない。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間③において、同社における給与から保険料を控除されていたことは考え難い。

さらに、C社の当時の代表者は死亡しているため、同社における申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月ごろから23年3月ごろまで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、A基地内（B社の敷地内）にあったC社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった同社の社史に、C社に関する記載があることから、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張するC社が存在したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、事業主や同僚の連絡先が分からないため、これらの者から申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、上述の社史に、C社の従業員は昭和22年2月末以降、米軍の直接雇用となった旨の記載があることから、申立人が仮に同社に勤務していたとしたら、進駐軍労務者に該当していたものと考えられるところ、進駐軍労務者については、D省E局長通知（昭和23年12月1日保発第92号）により、厚生年金保険の適用は24年4月1日からとされていることから、同年3月以前の期間については、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても申立人の名前は確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から38年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてはA社(現在は、B社)に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業を承継したB社では、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務の実態や保険料控除等については分からない。」と回答しているほか、上述の複数の同僚も、「申立期間当時、自身の保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述している。

また、上述の同僚の一人は、「本人が希望して、厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と供述しており、別の同僚は「当時、会社が勤務状況を見て厚生年金保険に加入させるかどうか決めており、自分はなかなか加入させてもらえなかった。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日はオンライン記録から入社したとする日から数年後であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年12月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に廃業しており、当時の事業主等とは連絡を取ることができず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかつたほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員も「申立人の退職日までは記憶していない。」と供述している。

また、申立人は「A社の同僚とほぼ同時期に退職し、B社の設立の仕事を手伝った後、同社に入社した。」と供述しているところ、当該同僚とは連絡を取ることができない上、オンライン記録から、当該同僚についても申立人と同様、昭和25年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から36年11月1日まで
60歳になり、社会保険事務所(当時)で自分の年金記録を確認したときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページの前後70ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月1日の前後3年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和37年4月8日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の同年5月21日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月11日から36年3月20日まで
平成20年ごろ、ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年9月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年9月17日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8579 (事案 1303 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 53 年 9 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 61 年 10 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から申立内容を確認できる資料が無いなどの理由で、記録訂正できない旨の回答があった。しかし、確かに在籍していたので、再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人がA社を退職した日は、昭和47年7月25日であることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間当時の人事記録、社会保険関係資料を保存していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に資格取得している同僚及び従業員のうち、住所が確認できた7人に申立人の申立期間当時の勤務状況を照会したところ、6人から回答を得られたが、申立人を記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚及び4人の従業員は、「申立期間当時、事務の女性は一人だけで、女性は1、2年でみんな辞めていた。5、6年も勤務していた女性はいなかった。」と供述している。また、A社の経理事務担当者（厚生年金保険被保険者記録は、昭和52年10月5日資格取得、54年10月26日資格喪失）は、「私が勤務している時、女性は私一人で、他の女性の給与明細書を作成したこともないし、給与を支払ったこともない。私

の前任者は、社内結婚したそうである。」と供述していることから、申立期間に係る52年10月から53年9月までは、女性は経理事務担当者一人であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が勤務したとするB社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、同社は申立人の勤務状況を確認できる資料等を保有していないことから、申立人の勤務状況を確認できないこと、申立人が記憶している上司や同僚等は連絡先不明のため勤務の実態や厚生年金保険料控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は前回の申立てで審議が行われたB社は別会社であると主張し再調査を希望したものである。また、今回の調査においての回答書で新たに同社の事業主の氏名を記載している。

しかしながら、申立人が主張するB社が所在する区には、商業登記簿謄本から同社のほか、名称が類似するC社が確認できるが、C社は申立期間前に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、申立人がB社の事業主であったとする者は、「私は、B社の事業主でも従業員でもない。同社は、私が以前勤務していた会社の同僚であった申立人の父親が独立して設立したもので、従業員はおらず、息子さんと二人でやっていた個人商店だったと思う。」と供述している。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 6 日から 43 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含む昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚及び従業員の供述から、期間は特定できないものの申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は申立期間当時の資料を保存していない上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の雇用保険被保険者台帳の離職日(昭和 40 年 8 月 5 日)と厚生年金保険被保険者資格の喪失日(同年 8 月 6 日)が符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から30年5月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿等から、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の代表者並びに上述の同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、同社が合併されたことに伴いB社に異動した後、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年5月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者及び厚生年金事務担当者は既に死亡しており、上述の同僚は、いずれも同社から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 5 日まで
父や兄の経営するA社及びB社(昭和 38 年 10 月、A社からB社に名称変更)に勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
申立期間については、厚生年金保険料を確かに控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の代表者(申立人の兄)及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格証明書によれば、申立人の健康保険被保険者資格取得日は、昭和 41 年 11 月 5 日であることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿から住所が判明した複数の従業員に照会した結果、両社に勤務していた従業員のうち、代表者の親族については、いずれも入社時点から3年以上経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について、当時の代表者であった申立人の父親は既に亡くなっているため確認できず、その事業を引き継いだ上述の代表者に照会したものの、「当時の社会保険事務関係については不明である。私自身も入社後3年間は厚生年金保険に未加入であり、その間の保険料控除についても不明である。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が減額され、申立期間②については、加入記録が無かった。申立期間①において減給されたことはなく、申立期間②においても同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間①のうち、昭和 52 年 6 月については、B社が保管する、同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る申立人の給与明細に関する資料により、同年 7 月の給与から同年 6 月の厚生年金保険料が控除されていること、及び当該控除額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 5 月までの期間については、B社は、上記の資料のほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料(賃金台帳等)は無いと回答している上、申立人及びその同僚においても、厚生年金保険料控除額を確認できる資料(給与明細書等)を保有していないことから、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む多数の従業員について、申立期間①に係る標準報酬月額が減額されていることが確

認できる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されたことをうかがわせる不自然な点も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、現在のB社は、当時の資料は無く、申立人の申立期間②の厚生年金保険料控除は不明であると回答している上、申立期間②当時の経理担当者は所在不明であることから、申立期間②の厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

また、申立人と同様に、月の末日の前日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した従業員のうち、連絡の取れた一人は、月の末日までA社に継続して勤務していた旨供述しているものの、退職月の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては、明確な記憶は無く、厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も保有していない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年5月1日から申立期間②を含む61年11月30日までの期間に被保険者資格を喪失した従業員41人のうち、月の初日に被保険者資格を喪失した者は4人であるのに対し、月の末日の前日に被保険者資格を喪失した者は申立人を含め7人、月の末日に被保険者資格を喪失した者は3人であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から36年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和33年4月に臨時雇の身分で入社し、その後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、A社作成の職員名簿及び申立人の保管する雇傭契約書から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、当時の資料が無いため、申立期間当時の申立人の身分、同社の厚生年金保険の取扱状況及び申立期間の厚生年金保険料控除等について不明であると回答している上、申立人の記憶している上司、同僚等は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における身分及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、昭和33年4月に正社員としてA社B支店に入社したとする従業員二人は、申立人は、入社時、A社B支店の一機構であった工作所勤務であり、正社員ではなかった旨、及び正社員と臨時雇等の非正社員とでは厚生年金保険の加入について異なる取扱いがあった旨供述している。

さらに、A社B支店において、申立人と同様に、昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員一人は、申立人と同じ臨時雇の身分で、32年4月に同支店に入社し、工作所(申立人とは異なる工作所)に勤務した旨、及び36年1月1日に厚生年金保険に加入するまで給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 17 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の社員名簿、社会保険加入者名簿、人事記録（コンピューター管理の記録）及び雇用契約書の入社日から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の保有する給与支給明細書により、平成 12 年 3 月から同年 5 月までの給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険料は翌月の給与から控除しており、申立期間の厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。